

契 約 書 (案)

国立大学法人一橋大学(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)と (以下、「丙」という。)の間に、以下の条項に基づき「一橋大学経済研究所電子計算機システム」(以下、「物品」という。)の賃貸借・保守(以下、「業務」という。)に関する契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義誠実の原則に則り、相互の信頼関係を維持し、誠意をもって本契約を履行するものとする。

第2条 乙および丙は、甲の指示及び仕様書に基づき物品を納入のうえ、甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、物品が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、その対価として甲は丙に代金を支払うものとする。

第3条 本契約金額は、金 円也(消費税及び地方消費税別途)とし、また月額金 也(消費税及び地方消費税別途)とする。月額の内訳は以下のとおりとする。

月額賃貸借料 金 円(消費税及び地方消費税別途)

月額保守料 金 円(消費税及び地方消費税別途)

合 計 金 円(消費税及び地方消費税別途)

2 前項の消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出するものとする。

3 本契約期間中で賃貸借期間が1ヶ月未満の月がある場合は、月額借料を当該月日数で除した額に使用日数を乗じて算出した額を当該月額とする。

第4条 本契約に基づく賃貸借及び保守期間は、2026年1月1日から2030年12月31日までとする。

2 物品の据付場所は、一橋大学経済研究所とし、乙は、2025年12月26日までに使用可能な状態にするものとする。

第5条 契約保証金は免除する。

第6条 乙および丙は、物品の納入を完了したときは、甲又は甲の指定する職員による検査・確認を受けるものとする。

2 乙および丙は、前項の検査に合格したときをもって物品の納入を完了したものとする。

3 第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲の指示に従い、遅延なく代品を納入し、再度検査を受けなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は乙または丙の負担とする。

5 物品の納入後、乙および丙は毎月末、甲又は甲の指定する職員による検査確認を受け業務を完了するものとする。

6 第1項から第3項をもって物品の納入の検収とし、また第5項をもって業務の検収とする。

第7条 乙または丙は、自己の責に帰すべからざる理由により業務を開始することができない場合には、その理由を速やかに甲に通知しなければならない。

第8条 丙は、第6条第5項の規定により検査・検収したときは、請求内容を精査のうえ、甲に対し、速やかに当該月分の賃貸借・保守料を請求するものとする。

2 甲は、丙からの適法な請求書を受理した日の属する月の翌月25日までに支払うものとする。

第9条 乙および丙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第10条 乙または丙は、本契約を履行するにあたって、本契約の全部を一括して再委託してはならない。

2 乙または丙は、本契約の履行において、本契約の大部分又は一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面（以下「再委託に関する書面」という。）を甲に提出し、甲による承認を受けなければならない。

3 乙または丙は、前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を甲に提出し、甲による承認を受けなければならない。

4 乙または丙は、再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を甲に提出しなければならない。

また、乙または丙は、同書面の内容を変更する必要が生じた場合にも、書面による変更届を遅滞なく甲に提出しなければならない。

5 乙または丙は、如何なる場合であっても、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負担するものとする。

6 甲は、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙または丙に対し更に本契約の履行体制について書面による報告を求めることができるものとする。

7 乙または丙は、前項により甲より本契約の履行体制について報告を求められた場合には、速やかに甲に対して書面により報告しなければならない。

第11条 乙または丙は他人の著作権を侵害してはならない。

第12条 乙または丙は他人の著作物を使用する場合は、書面により著作権者の許諾を得ることとし、甲に報告するものとする。

第13条 乙および丙は、本委託業務遂行のため相手方より提供を受けた情報は、秘密情報及び個人情報（以下、「秘密情報等」という）とし、第三者に開示または漏洩してはならない。

2 秘密情報とは、甲が乙および丙に対して提供する情報及び本件業務に関して乙および丙が知ることになった営業上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず、甲の一切の秘密情報をいう。但し、以下の各号の一に該当する情報であって、乙および丙が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

一 乙および丙が受領したとき、すでに乙および丙が正当に保持していた情報

二 乙および丙が受領したとき、すでに公知であった情報

三 乙および丙が受領した後、乙および丙の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報

四 乙および丙が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報

五 乙および丙が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

六 甲が書面により事前に承諾した情報（但し、当該書面によって特定されている情報に限る）

3 個人情報とは、甲が乙および丙に対して提供する情報及び本件業務に関して乙および丙が知ることになった情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の人を識別できるもの（当該情報だけでは識別ができない場合であっても、他の情報と容易に照合することができ、これに

より特定の個人を識別することができることとなるものを含む)並びに法令によって「個人情報」としての規制あるいは保護を受ける情報をいう。

第14条 乙および丙は、善良な管理者の注意をもって秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、乙および丙自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

2 甲は、乙および丙による秘密情報等の安全管理が図られることを確保するため、必要に応じて、乙および丙に秘密情報等の管理状況の報告を求め又は自ら調査することができるものとし、改善が必要であると判断した場合には、その旨を乙および丙に指示することができるものとする。

3 加えて乙および丙は、次の義務を遵守すること。

一 故意又は過失にかかわらず、本契約に直接従事する担当者であることを甲が書面にて認めた者以外の者（以下「他者」という。）に本契約に関する情報を漏らさないこと。

二 本契約遂行中は、本契約に関する情報の取扱いに十分留意し、他者に情報を開示しないこと。

三 本契約完遂後は、甲の書面による許可なく本契約に関する情報を他者に開示しないこと。

四 本契約に関する情報を知り得た者が、異動、転職、退職等の事由によって本契約と無関係になった場合でも、甲の書面による許可なく本契約に関する情報を他者に開示させないこと。

五 その他甲の指示に基づいて守秘義務を全うすること。

4 乙および丙は、前項の規定に反する行為に対して、責任を負うものとする。

第15条 乙および丙は、以下の各号の一に該当する事由が生じた場合は、甲の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記憶媒体等の有体物（秘密情報等がコピーされた有体物を含む）の一切を直ちに甲に返還し、あるいは、記憶媒体の一切から消去するものとする。

一 時期ないし理由の如何に拘らず甲の要請があったとき

二 本件業務が履行不能となったとき

三 その他乙および丙が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき

2 乙および丙は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、方法の如何を問わず、復元ないし再生してはならない。

第16条 乙および丙が管理する秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて乙および丙が負担する。

2 前項の場合、乙および丙は、直ちに当該事故の詳細について甲に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。また、甲からの指示がある場合には当該指示に従った措置をとるものとする。

第17条 甲は、乙または丙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

一 乙または丙が契約上の義務を履行しないか、又は履行する見込みがないと認めたとき。

二 本契約について乙または丙、若しくは乙または丙の指定する者が不正行為をしたと認めた

とき。

三 乙または丙が、自己の責に帰すべき理由により契約の解除を申し出たとき。

四 乙または丙が、自己の責に帰すべからざる理由により契約の解除を申し出たときで、その理由が正当であると認めたとき。

2 乙または丙は、前項第1号から第3号の規定により契約が解除されたときは、違約金として第3条の契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定するところにより甲に支払わなければならない。

第18条 甲は、前条第1項第1号から第3号の規定により契約を解除した場合又は乙または丙に契約履行義務違反があり、甲に前条第2項に規定する額を超える損害が生じた場合は、甲は乙または丙に対し損害賠償を請求できるものとする。

2 前項に規定する損害賠償の額は、第3条に定める契約金額を上限とする。

第19条 乙または丙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙または丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、または、乙または丙が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙および丙又は乙および丙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙または丙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙または丙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙または丙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙または丙（乙または丙が法人の場合にあつては、その役員または使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙または丙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、賃貸借期間中、善良なる管理者の注意をもって物品を管理するものとし、甲の故意又は重大な過失による物品の損害については甲が責任を負うものとする。

2 甲は、第4条2項に規定する据付場所の変更を行うときは、乙および丙に対し、事前に通知するものとする。

3 甲は、修理等により装置の取替え、追加若しくは改造等を行う場合は、乙および丙と協議のうえ改定するものとする。

4 丙は、物品に対する動産総合保険を丙の負担において付保するものとし、動産総合保険で保証される事故に対しては、甲はその責を負わないものとする。

第21条 本契約が契約期間満了又は契約解除により終了したときの物品の取り扱いは次のとおりとする。

一 契約期間満了または契約解除により物品を返還する場合に要する費用は、乙および丙が負担するものとする。

二 契約の解除が乙または丙の都合による場合は、乙または丙が負担するものとし、また甲の都合による場合は、甲が負担するものとする。

第22条 乙および丙は、第6条による物品の検収後12ヶ月以内、及び同条による業務の検収後に、納入する物品に隠れたる瑕疵があることが判明したときは、甲の定める相当の期間内に納入物を無償で他の良品と引替え、若しくは修補しなければならない。

第23条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）別記第2号および第3号を準用する。

第24条 この契約について甲、乙および丙間に紛争が生じた場合は、甲、乙および丙協議のうえこれを解決するものとする。

第25条 この契約について変更の必要が生じた場合は、甲、乙および丙合意のうえこれを変更することができるものとする。

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

第27条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、甲、乙および丙協議のうえこれを定めるものとする。

本契約成立の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙および丙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都国立市中2-1
国立大学法人一橋大学
学 長 中 野 聡

乙

丙